

写真で語る昔の話



▶問い合わせ 市史編さんG (☎506039)

第33回 『登別町に改名』

—昭和36年4月1日—



▲役場の看板を付け替える高田助役(当時)

幌別町が『登別町』と改名したのは昭和36年4月1日。
このころの人口は、2万9千人を超え、道内における他の『町』と比べて非常に多かったといえます。

昭和35年11月、まちのさらなる発展のため、全国有数の温泉地として名前が知られていた『登別』を町名にするべきではないかという意見が町議会に出されました。古くからの地名である『幌別』への愛着から「何らかのかたちで幌別の名前を残してほしい」などの要望もありましたが、公聴会で賛成派が多数を占め、昭和36年1月20日に行われた町議会の議決を経て、『登別町』への改名が決定。
同年4月1日から『登別』となった私たちのまちは、今日まで発展を続けてきました。

市民窓口を利用する方へのお知らせ

4月は、転入・転出届や各種証明書の申請で、大変な混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

○毎週木曜日は19時まで住民票などの手続きができません

場所 市役所1階1番窓口
取扱業務 戸籍、住民票、住民異動届、印鑑登録証明書など
※業務によって、対応できない場合があります。

○電話予約で土曜日に証明書を

受け取ることができません

予約受付日時 毎週金曜日(祝日の場合はその直前の開庁日)
9時～17時

受取日時 予約受付の翌土曜日
9時～12時

受取場所 市役所1階宿直室

予約可能証明書 住民票の写し
(本人・同一世帯のもの)、

印鑑登録証明書(本人のもの)
※予約するときは、印鑑登録証をご用意してから電話してください。

○コンビニ交付サービスで各種

証明書を取得できます

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、コンビニなどに設置されているマルチコピー機で住民票などの各種証明書の交付を受けることができます。

申し込み・問い合わせ 市民サービスG (☎851855)

春のクリーン作戦にご協力ください

日時 4月19日(日)8時～9時

※小雨決行。大雨のときは、4

月26日(日)に延期。

清掃場所 公園や道路、河川敷地、空き地などの公共の場所

※通常、資源ごみに分別する、びん・缶は燃やせないごみに、ペットボトルは燃やせるごみに分別してください。

※町内会などに配布されるボランティアごみ袋をご利用ください。

集積場所 9時までに各地区のごみステーション

※当日は、燃やせないごみのみを収集します。燃やせるごみは、各地区の収集日にごみステーションに出してください。

問い合わせ 登別市連合町内会事務局(市民協働G内・☎841079)

万が一に備えて、市民交通傷害保険に加入しませんか

保険料 1口600円

※1人2口まで加入できます。

保険期間 令和3年3月31日(水)まで

保障対象 車両との接触によるけが、自転車やバイクでの転倒によるけがなど

保障内容 1口あたり次の金額

・死亡保険金：100万円

・通院保険金：5千円～12万円

申込場所 市民サービスグループ(市役所1階2番窓口)、各支所

問い合わせ 市民サービスG (☎852139)

令和2年度

固定資産税に係る土地・

家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の対象となる土地や家屋の評価額が、ほかの土地や家屋と比較して適正であるかを確認していただくため、『土地・家屋価格等縦覧帳簿』を縦覧できます。

期間 4月1日(水)～5月29日(金) 場所 税務グループ

対象 固定資産税の納税者

※本人や法人の代表者以外の方が縦覧するときは、委任状が必要です。

※縦覧には、本人確認書類(運転免許証や納税通知書など)が必要です。

※縦覧期間中は、自己資産の固定資産課税台帳も無料で閲覧できます。

問い合わせ 税務G (☎851155)